

株式会社寿エンタープライズ
認知症対応型共同生活介護事業所
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社寿エンタープライズが開設する認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム上尾」(以下、事業所)が行う認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下、事業)の適正な運営を確保する為に、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が、認知症の状態にある要介護者又は要支援者(認知症に伴って著しい精神状態や行動異常がある者、急性期状態にある者を除く。以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、共同生活住居において、要介護者等が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下、「ケアプラン」という。)に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

3 事業の実施に当たっては、要介護者等の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等の居宅サービス事業者、並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努める。

4 事業の運営に当たっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は次の通りとする。

- 一 名称 グループホーム上尾
(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護)
- 二 所在地 埼玉県上尾市大字地頭方 431-1
- 三 定員 18名
- 四 居室数 18室

(介護者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1人(常勤、計画作成担当者及び介護従業者と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護従業者
常勤換算方法で6人以上
介護従業者は、入浴・排泄・食事等の介助及び援助を行う。
- 三 計画作成担当者 2人(介護従業者と兼務)
計画作成担当者は、ケアプランを作成し、利用者の能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう支援する。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 事業者は、要介護者等に共同生活を送る住居を準備し、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活の世話及び要介護者等の趣味または嗜好に応じた活動の支援その他の共同生活介護を適切に提供する。

(短期利用共同生活介護に関する事項)

第6条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、予め30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等の為に、長期に亘り不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。尚、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料その他の費用の額)

第7条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 その他の費用として、次号に掲げる費用の支払いを受ける事ができるものとする。

一 家賃	65,000 円／1ヶ月
二 運営管理費	20,000 円／1ヶ月
三 水道光熱費	14,400 円／1ヶ月
四 食材料費	1,200 円／1日
五 おむつ代	実費
六 その他日常生活でも必要な費用	実費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 指定認知症対応型共同生活住居又は指定介護予防認知症対応型共同生活住居への入居に当たっては、主治医の診断書等に基づき認知症状態であることを確認する。

- 2 協力医療機関、協力歯科医療機関を定め、介護保険施設等と連携して、緊急時には速やかに必要な処置を行う。
- 3 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限するものではない。但し、利用者または他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告するものとする。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、非常災害対策に関する具体的な計画を立て、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、従業者の資質向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定めるほか、運営に関する必要な事項は、株式会社寿エンタープライズ代表者と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 7 月 23 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。